

島根県奨学のための給付金制度について（制度説明）

◎ 授業料以外の教育費（教材費や諸会費等）を支援するために、返済不要の給付金を給付する制度です。 ※給付額については、申請案内でご確認ください。

◎ 給付の対象となるのは、**保護者が島根県内に住む、生活保護世帯または保護者全員の住民税の所得割の合計が0円の世帯**です。

※保護者の方が在住する都道府県での申請が必要です。保護者の方が島根県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へ申請方法等をご確認ください。

※海外在住（課税額が確認できない）保護者がいる場合、生徒が就学支援金または学び直し支援金の受給資格がない場合、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象の場合は本制度は対象外となります。

◎ 原則、例年7月頃に申請を行いますが、**新入生については年額の1／4相当額の給付を前倒しで申請することができます。**

申請と給付時期の予定（R7.4時点）

学年	申請時期	認定された場合の給付時期（予定）※	給付額
1年生	5月頃申請	8月頃から順次給付予定	年額の1/4相当額 ※2
	7月頃申請	12月頃から順次給付予定	年額から上記を引いた額 ※2
2年生	7月頃申請	12月頃から順次給付予定	年額
3年生	7月頃申請	12月頃から順次給付予定	年額

※ 給付時期は審査状況によって変わることがあります

※2 年額が同額でない場合もあります。

課税証明書（例）

令和○年度 市・県民税課税証明書

〇〇市〇〇〇町〇〇番地〇〇

税納月日 〇〇年 〇月 〇日

令和〇年分合計所得金額

収入・所得は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの状況です。

給与収入	〇	給与所得	〇
雑収入	〇	雑所得	〇
所得	〇	所得	〇

上記の通り相違ないことを証明します。

令和〇年 〇月 〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇 印

所得割額の確認方法

市 民 税	所得割額	0円
	均等割額	
県 民 税	所得割額	0円
	均等割額	

市民税と県民税の所得割額が両方0円（非課税）であることが認定要件となります。
※均等割額は0円でなくても可

給与収入 〇 給与所得 〇 所得 〇

主たる給与以外の台算所得区分 〇

総所得金額① 〇

課税所得 〇

税額控除額 〇

所得割額 〇

均等割額 〇

特別徴収税額 〇

税額 〇

既納税額 〇

変更前税額 〇

増減額 〇

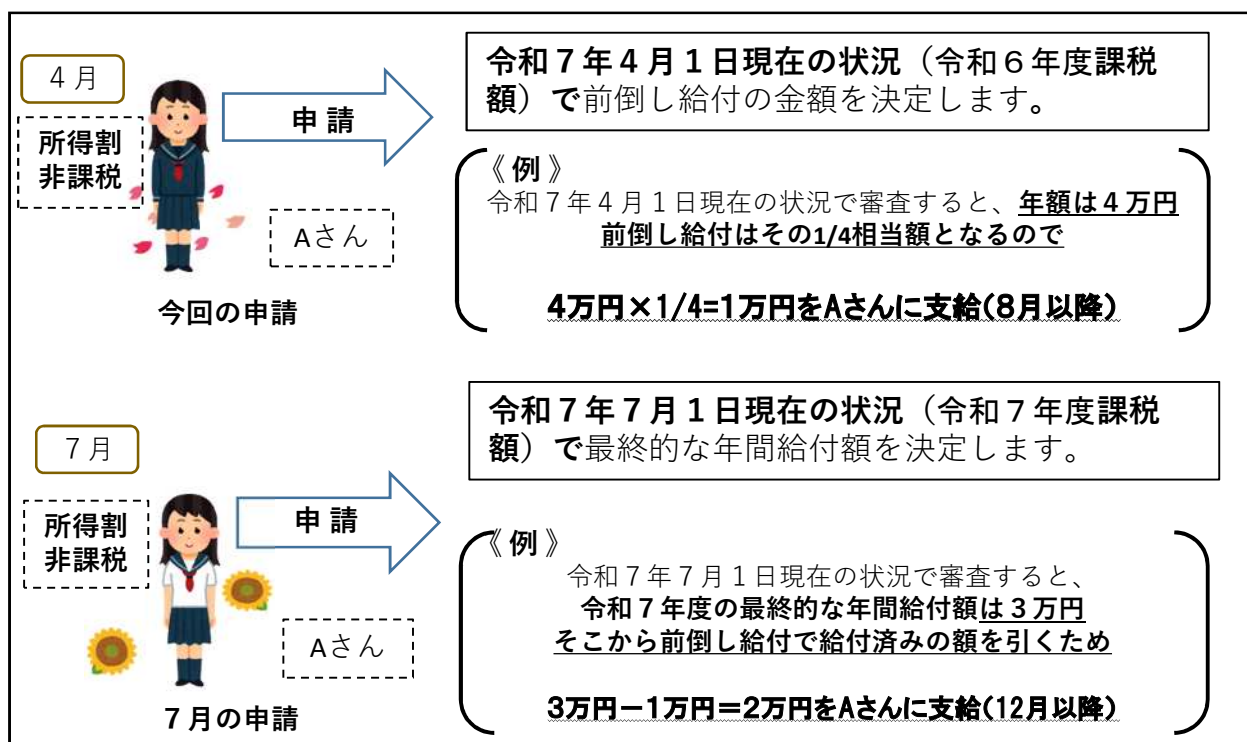
特別徴収税額の決定通知書（例）

裏面もご確認ください

新入生への前倒し給付時の注意点について

- ・令和7年度の年間給付額は7月の申請で正式に決定されます。
- ・新入生への前倒し給付は、7月の申請で決定される年間給付額の一部を前倒しで受け取る制度です。
- ・新入生前倒し給付（令和6年度課税額で判断）と7月の申請（令和7年度課税額で判断）では、課税年度や扶養状況の判断基準日が異なっているため、今回の給付額が正式な年間給付額の1/4になるとは限りません。最終的に年間給付額が0円になることもあります。

〈例1〉 前倒し給付額(4月1日現在の状況で判断)が1万円、令和7年度の最終的な年間給付額(7月1日現在の状況で判断)が3万円となる所得割が非課税世帯Aさんの場合



〈例2〉 前倒し給付額が1万円だが、最終的な年間給付額は0円となる(令和6年度は所得割が非課税の世帯だが、令和7年度は課税される)世帯Bさんの場合

